

令和6年 第5回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 : 令和6年5月24日(金) 15時00分から15時30分
2. 開催場所 : 宮代町役場 202会議室
3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	福澤 邦夫	○
3	岡村 宏一	○	4	森山 松年	○
5	日下部 好克	○	6	関根 武男	○
7	深井 一郎	○	8	川田 美千代	—
9	飯塚 信利	—	10	島村 重昭	○
11	齋藤 幸江	○	12	中野 松夫	○
13	岩本 勝正	○	14	折原 正英	○

4. 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	農地法第5条の規定による許可申請について
	報告事項

5. 農業委員会事務局職員

事務局	事務局長兼産業観光課長	小川 英一郎
	産業観光課主幹	鈴木 功
	農地調整担当専門員	成田 雅彦
	農地調整担当主事	益子 智渚
	農地調整担当主事	杉本 花英

6. 会議の概要

◎開 会

(会長)

みなさん、こんにちは。

総会につきましては効率よく進めたいと考えておりますので、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

本日の出席委員は、12名でございます。欠席委員は、2名です。定足数に達しておりますので、これより令和6年第5回農業委員会総会を開会いたします。

日程第1の議事録署名委員の指名についてですが、「10番 島村重昭委員」と「13番 岩本勝正委員」を指名いたします。

(会長)

続きまして、日程第2・議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件案件がございます。それでは事務局説明をお願い申し上げます。

(事務局)

それでは、御説明いたします。

申請地は、■■■■■■■■地内の畑1筆で面積は437㎡でございます。譲受人は、宮代町内にお住まいの方です。譲渡人は白岡市にお住まいの方です。権利の移転形態は、「所有権移転」です。詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターを御参照ください。

本申請の経緯について御説明いたします。申請地に関しては、以前から譲受人が管理をしておりました。そのため、譲渡人と話し合いを行った結果、今回正式に所有権移転を行い、譲受人の農地として正式に管理することになったため、今回の申請に至りました。

農地を耕作農地として譲り渡すことから、本件は「農地法第3条の許可申請」に該当いたします。

申請地の位置ですが、案内図を御覧ください。■■■■■■■■の北東、■■■■■■■■■■■■の北西側に位置しています。公図で見ますと、このような形となります。

現況写真はこちらです。譲受人の作付計画によりますと、農地の取得後、野菜を作付けする計画となっております。申請地の現況につきましては、以上です。

次に、譲受人の耕作状況について御確認頂きます。譲受人の経営農地は、宮代町内に7筆、総面積は2,909㎡になります。

事前に事務局において、耕作農地の全てについて調査を行い、現況を確認しておりますが、皆さまにも現在の耕作状況について、御確認していただきます。

(現状の確認)

譲受人の耕作地の説明は、以上となります。

最後に、農地法第3条第2項に基づく判断基準4点と照らし合わせて、本案件の許可の審議をお願いいたします。

基準の1点目は、「全部効率利用要件」です。これは経営している農地を全て効率的に利用し、耕作しているか否かという判断基準となります。

今回の譲受人について、農業機械や労働力・技術が十分であるかどうかの視点で判断する必要があります。申請書においてはトラクターを所有しており、本人と世帯員が耕作する旨の記載がありました。

2点目は、「農作業常時従事要件」です。こちらは譲受人又は世帯員が農業経営に必要な農作業に常時従事する必要があるというもので、年間150日以上働いているか否かが判断基準となります。

今回の場合は、世帯主である譲受人本人が農業従事者として農家基本台帳に登録されており、申請書には本人、世帯員ともに年間200日従事と記載されておりました。

3点目は、「農地所有適格法人の要件」についてですが、該当はございません。

4点目は、「地域との調和要件」でございます。この要件につきましても、地域での取り組みを遵守することから、特に問題ないと考えます。

以上の観点から、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしているものと考えます。以上で説明を終了させていただきます。御審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、この件について御審議お願い申し上げます。

(■番 ■■■委員)

先程、■■会長と、■■委員と現地を確認して参りました。何も問題ないと思います。御審議の程よろしく申し上げます。

(会長)

他に御意見ありますでしょうか。ないようでございます。それではこの件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」

をお願い申し上げます。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということで、この件につきましては「やむを得ない」とさせていただきます。

続きまして、日程第3・議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを上程いたします。今月は3件案件がございます。それでは1件目の案件につきまして事務局説明をお願い申し上げます。

(事務局)

それでは、1件目の案件について御説明いたします。

申請地は、■■■■■の畑1筆で、面積は396㎡でございます。

譲受人、譲渡人ともに宮代町にお住まいの方です。譲渡人は譲受人の母にあたります。

転用目的は「自己用住宅」です。権利の移転形態は、「使用貸借権の設定」となります。詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターを御参照ください。

それでは、本申請の経緯について御説明いたします。譲受人は、現在、妻と子ども3人の計5人でアパートに暮らしています。生活をしていく上で現在のアパートでは手狭であり、自己用住宅の建築を計画することになりました。土地を選定するにあたり、譲受人は車を世帯で2台所有しているため、広く駐車場がとれる土地を条件に探しましたが、なかなか希望に合う土地が見つかりませんでした。その旨を両親に相談したところ、今回の土地を紹介され、譲受人の希望に合った土地であったため、今回の申請に至ったとのことです。

申請地の位置については、「位置図」、「案内図」を御覧ください。■■■■■の西側、■■■■■の北側に位置しています。公図で見ますと、このような形になります。

隣接する農地が1筆ございますが、地権者からの同意を得ております。

続きまして、「土地利用計画図」を御覧ください。

農地や道路と隣接する部分については、被害防除策としてコンクリートブロックを設置する予定です。排水については合併浄化槽を経由し、道路側溝に放流する予定です。

現況については、こちらの写真のとおりです。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は「第2種農地」に区分されま

す。以上で説明を終了させていただきます。御審議の程、よろしく願いいたします。

(会長)

それでは1件目の案件について御審議お願い申し上げます。

(■番 ■■委員)

先程、■■■会長、■■■委員、事務局職員と私の4人で現地を見て参りました。管理も綺麗にされており、問題ないかと思えます。御審議の程よろしく願いします。

(会長)

他に御意見ありますでしょうか？

ないようでございます。それではこの件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願い申し上げます。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということで、この件については「やむを得ない」といいたします。続きまして2件目の案件について事務局説明お願い申し上げます。

(事務局)

それでは、2件目の案件について御説明いたします。

申請地は、■■■■■■■■■■地内の畑1筆で、面積は459㎡でございます。

譲受人は東京都にお住まいの方です。譲渡人は宮代町内にお住まいの方です。

譲渡人は譲受人の父親にあたります。転用目的は「自己用住宅」です。権利の移転形態は、「使用貸借権の設定」となります。詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターを御参照ください。

本申請の経緯について御説明いたします。譲受人は、現在、東京で借家暮らしをしています。この度家族が増え、現在の借家では何かと手狭で不便であったため、自己用住宅の建築を計画することになりました。土地を選定するにあたり、なかなか希望に合う土地が見つからず、両親に相談したところ今回の土地を紹介されました。本申請地は、実家からも学校からも近いため、安心して子育てが出来ると考え、その他の観点から見ても譲受人の希望に合った土地であったため、今回申請に至ったとのことでした。

申請地の位置については、「位置図」、「案内図」を御覧ください。■■■■の北西、■■■の南西に位置しています。公図で見ますと、このような形となります。譲受人の所有地以外に隣接する農地が1筆ございますが、地権者からの同意を得ております。

続きまして、「土地利用計画図」を御覧ください。農地や道路と隣接する部分については被害防除策として、コンクリートブロック及びメッシュフェンスを設置する予定です。排水については合併浄化槽を経由し、道路側溝に放流する予定です。現況については、こちらの写真のとおりです。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は「第3種農地」に区分されます。以上で説明を終了させていただきます。御審議の程、よろしくお願ひします。

(会長)

それでは2件目の案件について御審議お願ひ申し上げます。

(■番 ■■委員)

先程、4人で現場を見て参りました。何も問題ないと思いますので、御審議の程よろしくお願ひします。

(■番 ■■委員)

■■地区担当の■■です。事務局の説明の通り、分家という形をとるようですので、何の問題もないと思います。よろしくお願ひします。

(会長)

他に御意見ありますでしょうか？

ないようでございます。それではこの件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願ひ申し上げます。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということで、この件につきましては「やむを得ない」とこととさせていただきます。続きまして3件目の案件につきまして事務局説明お願ひ申し上げます。

(事務局)

それでは、3件目の案件について御説明いたします。

申請地は、■■■■■■■■■■地内の畑1筆で、面積は216㎡でございます。

譲受人譲渡人ともに久喜市にお住まいで、譲渡人は譲受人の母にあたります。

転用目的は「自己用住宅」です。権利の移転形態は、「使用貸借権の設定」となります。詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターを御参照ください。

それでは、本申請の経緯について御説明いたします。譲受人は現在、久喜市で譲受人夫婦と子ども4人の計6人で借家暮らしをしています。子どもの成長とともに、現在の借家では手狭になったため、今回、自己用住宅の建築を計画することになりました。土地を選定するにあたり、なかなか希望に合う土地が見つからず妻の母に相談したところ、今回の土地を紹介されました。本申請地は、駐車場や子どもが遊べるスペースなども譲受人の希望通り確保ができ、その他の観点から見ても譲受人の希望に合った土地であったため、今回申請に至ったとのことでした。

申請地の位置については、「位置図」、「案内図」を御覧ください。■■■■■■■■の北西側に位置しています。公図で見ますと、このような形になります。隣接する農地が2筆ございますが、地権者からの同意を得ております。

続きまして、「土地利用計画図」を御覧ください。農地や道路と隣接する部分については被害防除策として、コンクリートブロックを設置する予定です。排水については合併浄化槽を経由し、道路側溝に放流する予定です。現況については、こちらの写真のとおりです。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は「第2種農地」に区分されます。以上で説明を終了させていただきます。御審議の程、よろしく願いいたします。

(会長)

それでは3件目の案件について御審議お願い申し上げます。

(■番 ■■■委員)

先程、■■会長と■■委員と事務局と現地を確認して参りました。事務局の説明の通り問題ないと思います。御審議の程よろしく願います。

(会長)

他に御意見ありますでしょうか？

ないようでございます。それではこの件に関しまして、「やむを得ない」とし

てよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願い申し上げます。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということで、この件については「やむを得ない」とさせていただきます。

(会長)

続きまして、日程第4「報告事項」について、事務局報告をお願い申し上げます。

(事務局)

それでは今回の報告事項について御説明させていただきます。

今月は各種届出の締め日が5月10日となっております。10日までに4条届出が1件、5条届出が1件ございましたことを御報告させていただきます。以上でございます。

(会長)

ただいまの報告事項につきましては、宮代町農業委員会会長専決規定に基づく専決事項であります。このことから質疑等については割愛をさせていただきます。御了承ください。

以上をもちまして、令和6年第5回農業委員会総会における審議・報告案件の全てを終了いたします。

◎閉会

以上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名する。

令和6年6月25日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____